

被害者
急増中!!

プロバイダーの勧誘 トラブルにご注意ください!!

料金がお安くなりますよ!



「インターネットの料金が安くなります」「回線速度が速くなります」などと言われ、よく分からないままプロバイダー（インターネット接続代行業者）と契約してしまい、トラブルになるケースが増えています。契約には細心の注意が必要です。

事例 1

「いまより料金が安くなりますよ」と電話がかかってきた。承諾し、業者の指示に従いパソコンでホームページを開くと、遠隔操作でプロバイダーの変更が行われた。変更後、これまで契約していたプロバイダーの料金を確認すると、新しい契約先の方が高額になることがわかったので解約を申し出ると、「違約金が必要だ」と言われた。

事例 2

家電量販店でパソコンを購入しようとしたところ、パソコンが安くなるからと勧誘され、その場でプロバイダー契約をした。後日、覚えのないオプション契約がされていることに気づいた。

だまされないためのポイント

- 契約前に書面の交付を求め、すぐに承諾しないようにしましょう。
- サービス内容をきちんと確認し、不明な点は説明を求めましょう。
- 「設定は全部こちらでします」などの言葉には注意が必要です。
- プロバイダー等の契約は、法律上のクーリング・オフ制度はありません。困ったときは、消費生活相談窓口（裏面参照）にご相談ください。

佐賀県南西部消費者行政連携協議会

(鹿島市・嬉野市・太良町)

買え買え詐欺にご用心!

複数の業者が登場し、あたかも信ぴょう性が高いかのように思わせて利殖商品を購入させます。シェールガスなどの新エネルギーや東京オリンピック関連など、話題の事柄に関連した詐欺が次々に出てきます。

だまされないポイント

- 勧誘の電話を受けたとき、長く話を聞いてしまうと断りにくくなる。早めにきっぱり断り電話を切りましょう。
- 「高値で買い取る」「謝礼を払う」など、簡単にもうかる話をされた時点で詐欺を疑いましょう。
- 投資には必ずリスクがあります。仕組みが理解できない投資、利殖には手を出してはいけません。



アダルトサイトの架空請求に注意!

携帯型音楽プレーヤーでオンラインゲームを楽しんでいたところ、宣伝画面に「無料アダルトサイト」とあったので興味本位で開いてみると「ご登録ありがとうございます。入会金〇〇円、お支払いください」という画面が出てきた。

だまされないポイント

- 携帯型音楽プレーヤーのほか、ゲーム機やテレビなど、インターネットを使用できる機器は多岐にわたっています。子どもにさせる場合、保護者は状況を理解し、子どもとよく話し合うことが大切です。
- フィルタリングや保護者によるロック機能を積極的に利用しましょう。
- 請求が来ても、連絡したりお金を支払ったりせず、まずは消費生活相談窓口にご相談ください。



困ったとき、悩んだときは
**すぐに
ご相談ください!**

消費生活相談窓口などの業務について、鹿島市・嬉野市・太良町の3市町による連携協議会を運営中です。

協議会では、同一の消費生活相談員が3市町に設置する窓口を巡回しますので、複数回に及ぶ相談にもスムーズに対応することができます。

相談日	消費生活相談窓口	電話番号	相談場所
月曜日	鹿島市	0954-63-3412	鹿島市役所 3階 第3会議室
火曜日	嬉野市	0954-42-3310	嬉野市中央公民館(塩田町) 2階 第4研修室
水曜日	太良町	0954-67-0312	太良町総合福祉保健センターしおさい館 1階 栄養指導室
木曜日	嬉野市	0954-42-3310	嬉野市役所嬉野庁舎 1階 相談室
金曜日	鹿島市	0954-63-3412	鹿島市役所 3階 第3会議室

● 相談受付時間は 9:30 ~ 16:00 (12:00 ~ 13:00 は除きます)

● 土、日、祝祭日は佐賀県消費生活センター (☎0952-24-0999) が対応します。相談時間 9:00 ~ 17:00